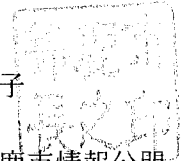


公 文 書 公 開 決 定 通 知 書

萩森 繁樹 様

鈴鹿市長 末 松 則 子



令和3年9月16日付けで請求のありました公文書の公開については、鈴鹿市情報公開条例第12条第1項の規定に基づき、次のとおり公開することと決定しましたので通知します。

公文書 の内容	公開請求者が請求した内容	三重県への「青少年の森借用申請書」その許可証等に類するもの
	実施機関が特定した公文書の内容	・鈴ス第299号 サッカー専用スタジアムの設置管理に係る公園施設設置等許可申請書等の提出について（伺い） ・鈴ス第299-1号 鈴鹿青少年の森公園施設の設置等許可について（伺い）
公開を実施する日時		令和3年9月24日（金）午前9時00分
公開を実施する場所		鈴鹿市役所本館4階 総務課
事務担当		文化スポーツ部 スポーツ課 振興グループ 田之上 電話番号 059-382-9029
備考		

この処分に不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、鈴鹿市長に対して審査請求をすることができます。

また、この処分があったことを知った日（審査請求をした場合には、審査請求に対する裁決があったことを知った日）の翌日から起算して6か月以内に、鈴鹿市を被告として（訴訟において鈴鹿市を代表する者は鈴鹿市長となります。）、津地方裁判所にこの処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この処分があった日（審査請求をした場合には、審査請求に対する裁決があった日）の翌日から起算して1年を経過したときは、正当な理由がない限り、訴えを提起することができません。）。

注1 公文書の公開を受ける際は、この通知書を係員に提示してください。

2 指定された日時が都合の悪い場合は、あらかじめ事務担当まで御連絡ください。

3 本決定に対し第三者から審査請求があったときは、条例第20条第2項の規定により公開が停止されますので、御了承ください。